

新旧対照条文 (抄)

医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号) 【平成19年4月1日施行】 (医療法人関係)

(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第五章 医療法人</p> <p>(医療法人の資産)</p> <p>第三十条の三十四 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務を行うために必要な施設、設備又は資金を有しなければならぬ。</p> <p>(医療法人の社員等と特殊の関係がある者)</p> <p>第三十条の三十五 法第四十二条の二第一項第一号、第二号及び第三号に規定する役員、社員又は評議員(以下「社員等」という。)と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 親族関係を有する社員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者</p> <p>二 親族関係を有する社員等の使用人及び使用人以外の者で当該社員等から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの</p> <p>三 前二号に掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの</p>	<p>第五章 医療法人</p> <p>第三十条の三十四 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人は、その資産の総額の百分の二十(法第四十二条第二項に規定する特別医療法人にあつては、百分の三十)に相当する額以上の自己資本を有しなければならぬ。ただし、厚生労働大臣の定める基準に適合する場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する自己資本とは、資本金及び剰余金の合計額(繰越損失金がある場合にはその額を控除した額)をいう。</p> <p>第三十条の三十五 法第四十二条第二項第一号の規定による要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 財団である医療法人又は社団である医療法人で持分の定めのないものであること。</p> <p>二 当該医療法人が開設する医療提供施設のうち、一以上のものが次に掲げる病床のいずれかを含み、又は厚生労働大臣が定める基準に該当する病院又は診療所であること及び四十人以上の患者を入院させるための施設を有するものであること、救急病院等を定める省令(昭和三十</p>

-
- 十九年厚生省令第八号)第一条の規定に基づき救急病院である旨を告示されたものであることその他公益の増進に著しく寄与する事業を営むに足りる施設を有するものであること。
- イ 専らがんその他の悪性新生物、小児疾患若しくは周産期疾患又は循環器疾患に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院又は診療所並びにこれに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所の病床
 - ロ 専らリハビリテーションに関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院又は診療所並びにこれに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所の病床
 - ハ 救急医療体制において不可欠な診療機能を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床
 - ニ 精神病質、アルコールその他の薬物による中毒性精神疾患、老人性精神疾患、小児精神疾患、頭部外傷による精神疾患又は合併症を伴う精神疾患に関し、特殊の診療機能を有する病院又は診療所の当該機能に係る病床
 - ホ 治療方法の確立していない疾病にり患している者を入院させ、当該疾病に関し、診断及び治療並びに調査研究を行う病院又は診療所の当該機能に係る病床
 - ヘ 小児慢性疾患に関し、診断及び治療を行う病院又は診療所であつて、療養中の児童又は生徒に対して学校教育を行う施設が設置されているものの当該機能に係る病床
 - ト 専ら末期のがんその他の悪性新生物の患者を入院させ、緩和ケアを行う病院又は診療所の当該機能に係る病床
 - チ 専ら結核後遺症に起因する慢性呼吸不全の患者を入院させ、診断
-

及び治療を行う病院又は診療所の当該機能に係る病床

リ 病院又は診療所の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具を当該病院又は診療所に勤務しない医師又は歯科医師の診療、研究又は研修のために利用させる病院又は診療所の当該機能に係る病床

三 当該医療法人の業務について、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 社会保険診療に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によつている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額の概ね百分の十以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）及び健康増進法（平成十四年法律第三百号）第六条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第四条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額の合計額が、全収入金額の百分の八十を超えるものであること。

ロ 自費患者（社会保険診療に係る患者又は労働者災害補償保険法に係る患者以外の患者をいう。）に対し請求する金額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されるものであること。

ハ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額は、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に百分の百五十を乗じて得た額の範囲内であること。

四 当該医療法人につき医療に関する法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと。

五 当該医療法人の設立者、役員等（その理事、幹事、評議員その他こ

(社会医療法人の認定)

第三十条の三十六 社会医療法人の認定を受けようとする医療法人が、令第五条の五に基づき、社会医療法人の要件に係る事項として申請書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該医療法人の業務のうち、法第四十二条の二第一項第五号の要件に該当するものが法第三十条の四第二項第五号に掲げる医療のいずれに係るものであるかの別

二 前号の業務を行っている病院又は診療所の名称及び所在地

2 令第五条の五に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

これらの者に準ずるものをいう。以下同じ。)若しくは社員又はこれらの者の親族等(これらの者と親族関係を有する者及び次に掲げる特殊の関係がある者をいう。)に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないものであること。

イ これらの者とまだ婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ロ これらの者の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているものの

2 法第四十二条第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める者は、他の特別医療法人とする。

(新設)

- 一 定款又は寄附行為の写し
- 二 申請時の直前に終了した会計年度について法第四十二条の二第一項第五号の要件に該当する旨を説明する書類
- 三 法第四十二条の二第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類

(基金)

第三十条の三十七 社団である医療法人（持分の定めのあるもの、法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人及び租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第六十七条の二第一項に規定する特定の医療法人を除く。社団である医療法人の設立前にあつては、設立時社員。以下この条において「社団医療法人」という。）は、基金（社団医療法人に拠出された金銭その他の財産であつて、当該社団医療法人が拠出者に対して本条及び次条並びに当該医療法人と当該拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負うものをいう。以下同じ。）を引き受ける者の募集をすることができる旨を定款で定めることができる。この場合においては、次に掲げる事項を定款で定めなければならない。

- 一 基金の拠出者の権利に関する規定
 - 二 基金の返還の手続
- 2 前項の基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第三十条の三十八 基金の返還は、定時社員総会の決議によつて行わなければならない。

(新設)

2 社団医療法人は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該会計年度の次の会計年度に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

一 基金（次項の代替基金を含む。）の総額

二 資産につき時価を基準として評価を行っている場合において、その時価の総額がその取得価額の総額を超えるときは、時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額

三 資本剰余金の価額

3 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。

4 前項の代替基金は、取り崩すことができない。

（持分の定めのある医療法人から持分の定めのない医療法人への移行）

第三十条の三十九 社団である医療法人で持分の定めのあるものは、定款を変更して、社団である医療法人で持分の定めのないものに移行することができるとができる。

2 前項の規定により社団である医療法人で持分の定めのないものに移行する場合にあつては、当該医療法人は、その資本金の全部を資本剰余金として経理するものとする。

3 社団である医療法人で持分の定めのないものは、社団である医療法人で持分の定めのあるものへ移行できないものとする。

（設立の認可の申請）

第三十一条 法第四十四条第一項の規定により、医療法人設立の認可を受

第三十条の三十六 社団である医療法人で持分の定めのあるものは、定款を変更して、社団である医療法人で持分の定めのないものに移行することができるとができる。

2 前項の規定により社団である医療法人で持分の定めのないものに移行する場合にあつては、当該医療法人は、その資本金の全部を資本剰余金として経理するものとする。

3 社団である医療法人で持分の定めのないものは、社団である医療法人で持分の定めのあるものへ移行できないものとする。

第三十一条 法第四十四条第一項の規定により、医療法人設立の認可を受

けようとする者は、申請書に次の書類を添付して、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（以下「都道府県知事」という。）に提出しなければならない。

一 定款又は寄附行為

二 設立当初において当該医療法人に所属すべき財産の財産目録

(削る)

三 設立決議録

四 不動産その他の重要な財産の権利の所属についての登記所、銀行等の証明書類

(削る)

五 当該医療法人の開設しようとする病院、法第三十九条第一項に規定する診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類

六 法第四十二条第四号又は第五号に掲げる業務を行おうとする医療法人にあつては、当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類

七 設立後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書

八 設立者の履歴書

九 設立代表者を定めたときは、適法に選任されたこと並びにその権限を証する書類

十 役員の就任承諾書及び履歴書

十一 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

けようとする者は、申請書に次の書類を添付して、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事（以下「都道府県知事」という。）に提出しなければならない。

一 定款又は寄附行為

二 設立当初において当該医療法人に所属すべき財産の財産目録

三 出資申込書又は寄附申込書の写し

四 設立決議録

五 不動産その他の重要な財産の権利の所属についての登記所、銀行等の証明書類

五の二 病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人にあつては、当該医療法人の資産が第三十条の三十四第一項に規定する要件に適合していることを証する書類

六 当該医療法人の開設しようとする病院、法第三十九条第一項に規定する診療所又は介護老人保健施設の診療科目、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類

六の二 法第四十二条第一項第五号又は第六号に掲げる業務を行おうとする医療法人にあつては、当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類

七 設立後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書

八 設立者の履歴書

九 設立代表者を定めたときは、適法に選任されたこと並びにその権限を証する書類

十 役員の就任承諾書及び履歴書

十一 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

(削る)

(残余財産の帰属すべき者となることができる者)

第三十一条の二 法第四十四条第四項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 法第三十一条に定める公的医療機関の開設者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が認めるもの
- 二 財団である医療法人又は社団である医療法人であつて持分の定めのないもの

(一人又は二人の理事を置く場合の認可の申請)

第三十一条の三 法第四十六条の二第一項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の数
- 二 常時勤務する医師又は歯科医師の数
- 三 理事を一人又は二人にする理由

十二 当該医療法人が、法第四十二条第二項に規定する特別医療法人に該当する場合にあつては、次に掲げる書類

イ 第三十条の三十五第一項各号に規定する要件に適合していることを証する書類

ロ 法第四十二条第一項に規定する厚生労働大臣が定める業務を行ううとする医療法人にあつては、当該業務の概要及び運営方法を記載した書類

第三十一条の二 法第四十六条の二第一項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の数及び常時勤務する医師又は歯科医師の数を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

(医師又は歯科医師でない理事のうちから理事長を選出する場合の認可の申請)

第三十一条の四 法第四十六条の三第一項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 当該理事の住所及び氏名
- 二 理事長を医師又は歯科医師でない理事のうちから選出する理由

(管理者の一部を理事に加えない場合の認可の申請)

第三十一条の五 (略)

(定款等の変更の認可)

第三十二条 (略)

2 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が新たに病院、法第三十九条第一項に規定する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に係るものであるときは、前項各号の書類のほか、第三十一条第五号及び第十一号に掲げる書類並びに定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、前項の申請書に添付しなければならない。

3 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が法第四十二条各号に掲げる業務を行う場合に係るものであるときは、第一項各号の書類のほか、第三十一条第六号に掲げる書類並びに定款又は寄附行為変更後二年間の

第三十一条の三 法第四十六条の三第一項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 当該理事の住所及び氏名
- 二 理事長を医師又は歯科医師でない理事のうちから選出する理由

第三十一条の四 (略)

第三十二条 (略)

2 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が新たに病院、法第三十九条第一項に規定する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に係るものであるときは、前項各号の書類のほか、第三十一条第五号の二(新たに病院又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に限る。)、第六号及び第十一号に掲げる書類並びに定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、前項の申請書に添付しなければならない。

3 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が法第四十二条第一項各号に掲げる業務を行う場合に係るものであるときは、第一項各号の書類のほか、第三十一条第六号の二に掲げる書類並びに定款又は寄附行為変更

事業計画及びこれに伴う予算書を、第一項の申請書に添付しなければならない。

4 定款又は寄附行為の変更が、社会医療法人である医療法人が法第四十二条の二第一項の収益業務を行う場合に係るものであるときは、第一項各号の書類のほか、収益業務の概要及び運営方法を記載した書類並びに定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、第一項の申請書に添付しなければならない。

第三十二条の二 法第五十条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第四十四条第二項第四号及び第十一号に掲げる事項とする。

(法第五十一条第一項の厚生労働省令で定める書類等)

第三十三条 法第五十一条第一項に規定する厚生労働省令で定める書類は

次に掲げる書類とする。

一 社会医療法人については、法第四十二条の二第一項第一号から第六号までの要件に該当する旨を説明する書類

二 社会医療法人債発行法人（法第五十四条の二第一項に規定する社会医療法人債を発行した医療法人をいい、当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除く。次項及び第三項において同じ。）については次に掲げる書類

イ 前号に掲げる書類（当該社会医療法人債発行法人が社会医療法人である場合に限る。）

ロ 純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表
社会医療法人債発行法人は、法第五十一条第一項の規定に基づき、同

後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、第一項の申請書に添付しなければならない。

4 定款又は寄附行為の変更により、当該医療法人が法第四十二条第二項に規定する特別医療法人に該当することとなる場合にあつては、第一項各号に掲げる書類のほか、第三十一条第十二号に掲げる書類及び定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、第一項の申請書に添付しなければならない。

第三十二条の二 法第五十条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第四十四条第二項第四号及び第十号に掲げる事項とする。

第三十三条 法第五十一条第一項の規定により、決算を届け出ようとする

ときは、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を、都道府県知事に提出しなければならない。

項に規定する事業報告書等のうち、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び前項第二号に掲げる書類を作成するに当たっては、別に厚生労働省令で定めるところにより作成するものとする。

3 法第五十一条第三項に規定する社会医療法人は、社会医療法人債発行法人である社会医療法人とする。

(事業報告書等の届出等)

第三十三条の二 法第五十二条第一項の規定に基づく届出を行う場合には、同項各号に掲げる書類(前条第一項第一号に規定する書類については、法第四十二条の二第一項第五号の要件に該当する旨を説明する書類に限る。)には、副本を添付しなければならない。

2 法第五十二条第二項の閲覧は、同条第一項の届出に係る書類(前条第一項第一号に規定する書類については、法第四十二条の二第一項第五号の要件に該当する旨を説明する書類に限る。)であつて過去三年間に届け出られた書類について行うものとする。

(社会医療法人債関係)

第三十三条の三から第三十三条の二十四まで

(解散の認可の申請)

第三十四条 法第五十五条第三項の規定により、解散の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 法、定款又は寄附行為に定められた解散に関する手続を経たことを

(新設)

第三十四条 法第五十五条第三項の規定により、解散の認可を受けようとするときは、申請書に左の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 法、定款又は寄附行為に定められた解散に関する手続を経たことを

証する書類

- 三 財産目録及び貸借対照表
- 四 残余財産の処分に関する事項を記載した書類

(合併の認可の申請)

第三十五条 法第五十七条第四項の規定により、合併の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならぬ。

- 一 理由書
- 二 法第五十七条第一項又は第三項の手續を経たことを証する書類
- 三 合併契約書の写し
- 四 法第六十条の場合においては、申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書面
- 五 合併後存続する医療法人又は合併によつて設立する医療法人の定款又は寄附行為
- 六 合併前の各医療法人の定款又は寄附行為
- 七 合併前の各医療法人の財産目録及び貸借対照表
- 八 合併後存続する医療法人又は合併によつて設立する医療法人について、第三十一条第七号、第十号及び第十一号に掲げる書類（この場合において、同条第七号中「設立後」とあるのは「合併後」と、第十号中「役員」とあるのは「新たに就任する役員」と読み替えるものとする。）

2 合併前の医療法人のいずれもが持分の定めのある医療法人である場合であつて、前項第五号の定款又は寄附行為において残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けるときは、法第四十四条第四項の規定にかかわ

証する書類

- 三 財産目録及び貸借対照表
- 四 残余財産の処分に関する事項を記載した書類

第三十五条 法第五十七条第四項の規定により、合併の認可を受けようとするときは、申請書に左の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならぬ。

- 一 理由書
- 二 法第五十七条第一項又は第三項の手續を経たことを証する書類
- 三 合併契約書の写し
- 四 法第六十条の場合においては、申請者が同条の規定により選任された者であることを証する書面
- 五 合併後存続する医療法人又は合併によつて設立する医療法人の定款又は寄附行為
- 六 合併前の各医療法人の定款又は寄附行為
- 七 合併前の各医療法人の財産目録及び貸借対照表
- 八 合併後存続する医療法人又は合併によつて設立する医療法人について、第三十一条第五号の二、第七号、第十号及び第十一号に掲げる書類（この場合において、同条第七号中「設立後」とあるのは「合併後」と、第十号中「役員」とあるのは「新たに就任する役員」と読み替えるものとする。）

らず、同項に規定する者以外のものを規定することができる。

(副本の添付)

第三十六条 第三十一条、第三十二条、第三十四条及び第三十五条に規定する申請書及びこれに添付する書類並びに第三十一条の三から第三十一条の五までに規定する申請書には、それぞれ副本を添付しなければならない。

第三十七条 削除

(医療法人台帳の記載事項)

第三十八条 令第五条の十一第一項の医療法人台帳に記載しなければならない事項は、次のとおりとする。

- 一 名称
- 二 事務所の所在地
- 三 理事長の氏名
- 四 開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の名称及び所在地
- 五 法第四十二条各号に掲げる業務を行う場合はその業務
- 六 設立認可年月日及び設立登記年月日
- 七 設立認可当時の資産
- 八 役員に関する事項
- 九 法第四十二条の二第一項の収益業務を行う場合はその業務
- 十 その他必要な事項

2 前項各号の記載事項に変更を生じたときは、都道府県知事は、遅滞なく訂正しなければならない。

第三十六条 第三十一条、第三十二条、第三十四条及び第三十五条に規定する申請書及びこれに添付する書類、第三十一条の二から第三十一条の四までに規定する申請書並びに第三十三条に規定する書類には、それぞれ副本を添付しなければならない。

第三十七条 削除

(医療法人台帳の記載事項)

第三十八条 令第五条の六第一項の医療法人台帳に記載しなければならない事項は、次のとおりとする。

- 一 名称
- 二 事務所
- 三 代表理事を定めたときはその氏名
- 四 開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の名称及び所在地
- 五 法第四十二条第一項各号に掲げる業務を行う場合はその業務
- 六 設立認可年月日及び設立登記年月日
- 七 設立認可当時の資産
- 八 役員に関する事項
- 九 その他必要な事項

2 前項各号の記載事項に変更を生じたときは、都道府県知事は、遅滞なく訂正しなければならない。

(都道府県知事が保存すべき書類)

第三十九条 令第五条の十四の厚生労働省令で定める書類は、法及びこの章の規定により提出された書類(法第五十二条第一項の規定により届け出られたものを除く。)とする。

(読替規定)

第三十九条の二 二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係るこの章の規定の適用については、第三十一条中「その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事(以下「都道府県知事」という。)」とあり、第三十四条及び第三十五条中「都道府県知事」とあるのは、「厚生労働大臣」と、第三十一条の三から第三十一条の五まで、第三十二条第一項及び第三十八条第二項中「都道府県知事」とあるのは、「地方厚生局長」とする。

第四十条 法第六条の八第三項の規定による当該職員の身分を示す証明書は、別記様式第二による。

第四十条の二 法第二十五条第五項において準用する法第六条の八第三項の規定による当該職員の身分を示す証明書は、別記様式第三による。

第四十二条の二 法第六十三条第二項において準用する法第六条の八第三項の規定による当該職員の身分を示す証明書は、別記様式第四による。

(削る)

第三十九条 令第五条の九の厚生労働省令で定める書類は、法及びこの省令の規定により提出された書類とする。

第三十九条の二 二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係るこの章の規定の適用については、第三十一条中「その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事(以下「都道府県知事」という。)」とあり、第三十四条及び第三十五条中「都道府県知事」とあるのは、「厚生労働大臣」と、第三十一条の二から第三十一条の四まで、第三十二条第一項、第三十三条及び第三十八条第二項中「都道府県知事」とあるのは、「地方厚生局長」とする。

第四十条 法第二十五条第五項の規定による当該職員の身分を示す証明書は、別記様式第二による。

第四十二条の二 法第六十三条第二項において準用する法第二十五条第五項の規定による当該職員の身分を示す証明書は、別記様式第三による。

第四十二条の三 (略)

(削る)

第四十三条の三 法第七十一条の五及び令第五条の二十三の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第一号から第四号までに掲げる権限（法第六十八条の二の規定により読み替えて適用される法第五十条第一項及び第三項、第五十二条並びに第六十八条に規定するものを除く。）を自ら行うことを妨げない。

一〇三（略）

四 法第六十八条の二の規定により読み替えて適用される法第四十六条の二第一項ただし書、第四十六条の三第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書、第五十条第一項及び第三項、第五十二条、第六十三条第一項、第六十四条第一項並びに第六十八条に規定する権限

五〇六（略）

七 令第五条の十五の規定により読み替えて適用される令第五条の十二及び第五条の十三に規定する権限

附則

第五十条 都道府県知事は、当分の間、次に掲げる要件のすべてに該当する病院から法第七条第二項の許可の申請（第一条の十四第一項八号に掲げる事項のうち医師の定員を三年間に限って減じようとする者にかぎる。）があつたときは、第十九条第一項第一号の規定にかかわらず、都道府県医療審議会の意見を聴いて、法第七条第二項の許可をすることが

第四十二条の四（略）

第四十三条の三 法第七十一条の五及び令第五条の十九の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第一号から第四号までに掲げる権限（法第六十八条の二の規定により読み替えて適用される法第五十条第一項及び第三項、第五十一条並びに第六十八条に規定するものを除く。）を自ら行うことを妨げない。

一〇三（略）

四 法第六十八条の二の規定により読み替えて適用される法第四十六条の二第一項ただし書、第四十六条の三第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書、第五十条第一項及び第三項、第五十一条第一項、第六十三条第一項、第六十四条第一項並びに第六十八条に規定する権限（法第四十二条第二項に規定する特別医療法人に係るものを除く。）

五〇六（略）

七 令第五条の十の規定により読み替えて適用される令第五条の七及び第五条の八に規定する権限（法第四十二条第二項に規定する特別医療法人に係るものを除く。）

附則

第五十条 都道府県知事は、当分の間、次に掲げる要件のすべてに該当する病院から法第七条第二項の許可の申請（第一条第一項八号に掲げる事項のうち医師の定員を三年間に限って減じようとする者にかぎる。）があつたときは、第十九条第一項第一号の規定にかかわらず、都道府県医療審議会の意見を聴いて、法第七条第二項の許可をすることができる。

できる。

別記様式第四（第四十二条の三関係）

面	表
<p>第 号</p> <p>官職又は職名 氏 名</p> <p>医療法第六十三条の規定による当該職員の証 平成 年 月 日発行</p> <p>厚生労働省</p> <p>(〇〇都道府県) 印</p>	<p>写 真</p> <p>庁 印</p>

別記様式第三（第四十二条の二関係）

面	表
<p>氏 名</p> <p>医療法第六十三条の規定による当該職員の証</p> <p>厚生労働省</p> <p>(〇〇都道府県) 印</p>	<p>写 真</p> <p>庁 印</p>

<p style="text-align: center;">裏</p> <p style="text-align: right;">医療法抜すい</p> <p>第六条の八（略）</p> <p>3 第一項の規定によつて立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第六十三条 都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該医療法人に対し、その業務若しくは会計の状況に関し報告を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査させることができる。</p> <p>2 第六条の八第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p> <p>第七十六条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、医療法人の理事、監事又は清算人は、これを二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。</p> <p>四の二 第六十三条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p>	<p style="text-align: center;">面</p> <p style="text-align: right;">医療法抜すい</p> <p>第二十五条（略）</p> <p>5 第一項又は第三項の規定によつて立入検査をする当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>6 第一項から第四項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第六十三条 都道府県知事は、医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該医療法人に対し、その業務若しくは会計の状況に関し報告を求め、又は当該職員に、その事務所に立ち入り、業務若しくは会計の状況を検査させることができる。</p> <p>2 第二十五条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p> <p>第七十六条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、医療法人の理事、監事又は清算人は、これを二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。</p> <p>四の二 第六十三条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p>
--	---

医療法施行規則の一部を改正する省令

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十九年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

第五条 改正法附則第八条の規定により、なおその効力を有することとされた改正法による改正前の医療法（以下「旧医療法」という。）第四十二条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める業務を行う旧特別医療法人（改正法附則第八条に規定する旧特別医療法人をいう。以下同じ。）に係る新規則第三十条の三十七第一項の規定の適用については、同項中「特定の医療法人」とあるのは、「特定の医療法人並びに良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）附則第八条に規定する旧特別医療法人」とする。

(設立の認可の申請に係る経過措置)

第六条 新規則第三十一条の規定は、施行日以後にされる医療法第四十四条第一項に基づく認可の申請について適用し、同日前にされた認可の申請については、なお従前の例による。

(一人又は二人の理事を置く場合の認可申請書に係る経過措置)

第七条 新規則第三十一条の三の規定は、施行日以後に医療法第四十六条の二第一項ただし書の認可を受けようとする者が提出する申請書について適用し、同日前に提出された当該申請書については、なお従前の例による。

(定款等の変更の認可の申請に係る経過措置)

第八条 改正法附則第八条の規定により、なおその効力を有することとされた旧医療法第四十二条第二項の規定に基づき、旧特別医療法人が同項に規定する厚生労働大臣が定める業務を行う場合に係る定款又は寄附行為の変更については、この省令による改正前の医療法施行規則(以下「旧規則」という。)第三十二条第四項の規定は、なお効力を有する。

(合併の認可の申請に係る経過措置)

第九条 新規則第三十五条第二項の規定は、施行日以後に新規則第三十五条第一項の規定に基づき提出される書類について適用し、施行日前に旧規則第三十五条第一項の規定に基づき提出された当該書類については、なお従前の例による。

(権限の委任に関する経過措置)

第十条 旧特別医療法人に係る厚生労働大臣の権限について新規則第四十三条の三第四号及び第七号の規定を適用する場合においては、これらの規定中「権限」とあるのは、「権限（改正法附則第八条に規定する旧特別医療法人に係るものを除く。）」とする。